

## 「特別史跡熊本城跡保存活用委員会」の審議事項及び今後の進め方について（案）

### 1、保存管理計画の改訂について

#### (1) 改訂の必要性について

- ・昭和57年策定以来、史跡指定追加や経年による社会環境の変化など、現行の保存管理計画による保存整備が困難な部分も生じてきている状況を踏まえ、保存管理計画全般の見直しを行う。

#### (2) 保存管理計画策定部会の設置について

- ・委員会の下部組織（専門部会）として組織する。
- ・計画策定の主体となる事務局は市教育委員会（文化財課）とする。

#### (3) 保存管理計画策定部会委員の構成について

- ・有識者（日本建築史・中近世城郭・中近世史・考古・造園・都市計画・土木）、地域代表から成る委員会を組織する。
- ・史跡等の学術的判断を踏まえ、地域住民との合意形成に努める。（文化庁 史跡等整備のてびきより）
- ・委員構成  
熊本城跡保存活用委員会委員（熊本市文化財保護委員会委員+各専門部会長 + 地域代表） 7名程度  
オブザーバー 文化庁、県教育委員会文化課

### 2、熊本城復元整備計画の改訂について

#### (1) 改訂の必要性について

- ・復元整備計画は保存管理計画を基に策定されている。
- ・保存管理計画の見直しに伴い、復元整備計画も同時並行で見直しを進める。

#### (2) 復元整備計画策定部会の設置・構成について

- ・保存管理計画策定部会と同時並行で進める必要があることから、同部会で兼務する。
- ・計画策定の主体となる事務局は熊本城総合事務所とする。

### 3、計画策定準備部会の設置について

#### (1) 計画策定部会の設置・運営に向けて、準備部会を組織する。

#### (2) 準備部会は、教育委員会文化財課と熊本城総合事務所の合同で組織する。

#### (3) 準備部会は、庁内連絡協議会（仮称）を開催し、全庁的に関係各課の意見等を取りまとめる。

### 4、活用部会の設置について

#### (1) 設置の必要性について

- ・前回委員会での指摘を踏まえ、専門部会として活用部会を新たに設置する。

#### (2) 審議内容について

- ・施設の利活用に関すること。
- ・城内の交通計画に関すること。
- ・城内のソフト事業に関すること。
- ・その他、熊本城への意見・要望（市民・入園者の立場に立った身近な意見など）

#### (3) 委員の構成について

- ・地域関係委員 + 公募委員 + 文化財保護委員